

令和6年度いたばし生活支援臨時給付金（非課税世帯等給付金・こども加算）

支給事務実施要綱

（令和6年5月10日区長決定）

（令和6年6月11日区長決定）

（目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、いたばし生活支援臨時給付金（非課税世帯等給付金・こども加算）に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 いたばし生活支援臨時給付金（非課税世帯等給付金・こども加算）（以下「給付金」という。）は、前条の目的を達するために、板橋区（以下「区」という。）によって次条に規定する支給対象者に1回限り贈与される給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 給付金の支給対象者は、令和6年6月3日（以下、「基準日」という。）において、区の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて区の住民基本台帳に記録されることとなった者を含む。）であって、以下の各号のいずれかに該当する世帯の世帯主とする。

（1）新たに令和6年度分の市町村民税均等割が非課税となった世帯

同一の世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税および道府県民税（同法の規定による特別区民税および都民税を含む。）（以下、「住民税」という。）均等割が課されていない又は市区町村の条例で定めるところにより住民税均等割が免除されている世帯

（2）新たに令和6年度分の住民税均等割のみ課税となった世帯

同一の世帯に属する者の一人以上が、令和6年度分の住民税均等割のみ課税（定額減税前）されており、世帯全員の住民税所得割が非課税又は市区町村の条例で定めるところにより住民税所得割が免除されている世帯

（3）こども加算世帯

前2号のいずれかに該当する世帯のうち、18歳以下の児童（平成18年4月2日から令和6年10月31日までに出生した児童）の属する世帯（ただし、こども加算の支給対象者となる世帯主が当該児童と同一世帯にいない場合に限っては、当該児童と生計が同一の世帯）

（支給対象外）

第4条 前条の規定を満たす場合においても、以下の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象としない。

- (1) 租税条約による免除の適用の届出によって、住民税均等割が課されていない者を含む世帯
- (2) 令和5年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯給付金の支給対象となった世帯と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯（ただし、確認書や申請書が未到達であった場合など、申請できなかったやむを得ない事情があり区長が支給対象と認める場合は除く）
- (3) 令和5年度いたばし生活支援臨時給付金（家計急変世帯）7万円の支給を受けた世帯
- (4) 既に他自治体で同主旨の給付金の支給を受けた世帯
- (5) こども加算世帯については、住民票の異動を行わずに施設入所をしている児童、および世帯主となっている児童分

（支給額）

第5条 第2条の規定により支給対象者に対して支給する給付金の金額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 住民税非課税または均等割のみ課税世帯
1世帯あたり10万円
- (2) こども加算世帯
1世帯あたり10万円に、児童1人あたり5万円を加算した額

（受給権者）

第6条 給付金の受給権者は、支給対象となる世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯構成者がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難い場合は、死亡した世帯主以外の世帯構成者のうちから選ばれた者とする。

2 配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める措置を受けた者等の特別な配慮を要する者の取扱いについては、別記のとおりとする。

（申請等が不要の支給対象者）

第7条 区は、第3条に規定する支給対象者のうち、公金受取口座を把握している場合には、当該支給対象者に対し、給付金の支給を通知する。

2 前項による支給対象者は、支給の通知を受領後、書面により受給の辞退を届け出ることができる。

3 前2項で必要な様式については、別に定めるものとする。

(申請等が必要な支給対象者)

第8条 前条に該当しない場合で給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、確認書の提出または申請書による申請を行う。なお、提出または申請期限および様式については、別に定めるものとする。

2 第1項に定める確認書の提出及び申請書による申請は、郵送のほか別に定める方法によりオンラインで行うものとする。

3 申請者は、給付金の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人であることを証するものとする。

(代理による申請)

第9条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は支給の申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での受給権者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で、板橋区長(以下「区長」という)が特に認める者

2 代理人が確認書の提出または申請書による申請をする場合は、委任欄に代理人氏名の記載をするとともに、世帯主本人が署名をするものとする。

3 区は、前項の規定にかかわらず、区長が別に定める方法により、代理権を確認することができるものとする。

4 前3項によるもののほか、区は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

(支給方式)

第10条 給付金の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。なお第3号および第4号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号から第2号による支給が困難な場合に限り行う。なお、必要な様式については、別に定めるものとする。

(1) 支給対象者が振込を希望する金融機関の口座に振り込む方式

(2) 公金受取口座に振り込む方式

(3) 区が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留により現金を送付する方式

(支給または不支給の決定)

第11条 区長は、第7条第1項による支給の通知後、別に定める期日までに届け出がないときは、速やかに支給を決定し、第3条の支給対象者に対し本給付金を支給する。

2 区長は、第8条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給又は不支給を決定し支給対象者へ通知するとともに、当該支給決定者に給付金

を支給する。なお、通知の様式については別に定めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第 12 条 支給対象者から別に定める期日までに第 8 条の規定による確認書の提出又は申請書等による申請が行われなかった場合、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 区長が第 11 条の規定による支給決定を行った後、確認書または申請書の不備による振込不能等があり、区が確認等に努めたにもかかわらず届出書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができない場合は、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第 13 条 区長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第 14 条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 15 条 この要綱の実施のために必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 10 日より施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 11 日より施行する。

別記（第6条関係）

1 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱い

（１）以下に掲げる事例であって、かつ、（２）の申出者の満たすべき一定の要件を満たしており、その旨を申し出た場合、当該申出を行った者（以下「申出者」という。）については、基準日の時点で申出者が区に住民票が所在しない場合にも、当該申出者の本給付金を支給する。

①配偶者からの暴力等を理由に避難し、配偶者と生計を別に行っている者（女性相談支援センター（一時保護委託契約施設を含む。以下同じ。）又は女性自立支援施設の入所者の暴力被害が、当該入所者の親族（配偶者を除く。以下同じ。）など、当該入所者が属する世帯の者が加害者であって、当該親族と生計を別に行っている入所者を含む。）及びその同伴者であって、基準日において区に住民票を移していない者

②親族からの暴力等を理由とした避難事例で、親族からの暴力等を理由に避難している者が自宅には帰れない事情を抱えているもの

（２）申出者の満たすべき一定の要件は、次の①から④までに掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

①申出者の配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令）が出されていること。

②女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（親族からの暴力を理由に女性相談支援センター又は女性自立支援施設に入所している者に女性相談支援センターにより発行される「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」と同様の内容が記載された証明書を含む。))が発行されていること。
なお、女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署）や行政機関や関係機関と連携してDV被害者支援を行っている民間支援団体（女性相談支援事業委託団体、地域DV協議会参加団体、補助金等交付団体）が発行した確認書も、上記証明書と同様のものとして取扱う。

③基準日の翌日以降に住民票が居住市町村へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

④①から③に掲げる場合のほか、申出者と住民票上の世帯との間に生活の一体性がないと認められる場合

※女性自立支援施設等に申出者が児童とともに入所している場合で、申出者の配偶者に対して当該児童への接見禁止命令が発令されている場合など、当該取扱いの趣旨を踏まえ、明らかに申出者と住民票上の世帯との生計が同一ではないと判断することができる場合を含む。

2 措置入所等児童の取扱い

基準日において、以下の（１）から（６）までのいずれかに該当する児童（児童（基準日時点で満 18 歳に満たない者をいう。以下同じ。）及び児童以外の者（基準日時点で原則として満 22 歳に達する日の属する年度の末日までにある者（疾病等やむを得ない事情による休学等により、当該年度の末日を越えて在学している場合を含む。））及び（６）における母子生活支援施設の入所者を含む。以下同じ。）については、区における申請・受給権者とする。

（１）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 27 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童（保護者（児童福祉法第 6 条に規定する保護者をいう。

（２）において同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる委託をされている児童を除く。）

（２）児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により入所措置が採られて同法第 42 条に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法第 27 条第 2 項の規定により同法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関（以下「指定発達支援医療機関」という。）に入院し、又は同法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 27 条の 2 第 1 項の規定により入所措置が採られて同法第 37 条に規定する乳児院、同法第 41 条に規定する児童養護施設、同法第 43 条の 2 に規定する児童心理治療施設若しくは同法第 44 条に規定する児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童（当該児童心理治療施設又は児童自立支援施設に通う者、2 月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所又は指定発達支援医療機関への入院をしている者及び保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2 月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている児童を除く。）

（３）身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 2 項若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 373 号）第 16 条第 1 項第 2 号の規定により入所措置が採られて障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設をいう。）又はのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成 14 年法律第 167 号）第 11 条第 1 号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

（４）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 30 条第 1 項ただし書の規定により同法第 38 条第 2 項に規定する救護施設、同条第 3 項に規定する更生施設若しくは同法第 30 条第 1 項ただし書に規定する日常生活支援住居施設に入所し、又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条に規定する女性自立支援施設に入所している児童（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(5) 児童福祉法第 25 条の 7 第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童以外の者にあつては、同法の規定及び「社会的養護自立支援事業等の実施について」により、入居している者に限る。）

(6) 児童福祉法第 23 条第 1 項の規定により同法第 38 条に規定する母子生活支援施設（以下「母子生活支援施設」という。）に入所している者（2 月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

3 入所措置等が執られている障がい者・高齢者の取扱い

以下の（1）又は（2）のいずれかに該当する「措置入所等障がい者」及び「措置入所等高齢者」（以下「措置入所等障がい者・高齢者」という。）であつて、基準日において、区に住民基本台帳に記録されている者については、区における申請・受給権者とする。ただし、区で入所等の措置を講じた、施設所在市町村に住民票を移していない措置入所等障がい者・高齢者に関する情報提供が行われた場合、当該措置入所等障がい者・高齢者に支給する。

（1）「措置入所等障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 18 条第 1 項若しくは第 2 項又は知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 4 若しくは第 16 条第 1 項第 2 号の規定による措置が執られている者（措置が執られている者には、措置施設入所者や措置入所に準ずるものとして措置権者が適当と認める者（成年後見人、代理権付与の審判がされた保佐人及び代理権付与の審判がされた補助人が選任されている者等を含む。）を含む。以下同じ。）（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

（2）「措置入所等高齢者」とは、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 10 条の 4 第 1 項及び第 11 条第 1 項の規定による入所等の措置等が執られている者（2 か月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。）

4 矯正施設に収容されている者の取り扱い

法務省所管の矯正施設（刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所・婦人補導院）に収容されている者（以下「被収容者等」という。）について、本要綱に定める支給要件を満たす場合、本給付金の支給対象とする。

5 ホームレス等の取扱い

居住が安定していない、いわゆるホームレスの方や事実上ネットカフェに寝泊まりしている方であつて、いずれの市区町村の住民基本台帳にも記録されていない者について、本要綱に定める支給要件を満たす場合、本給付金の支給対象とする。

6 無戸籍者の取扱い

現に住民基本台帳に記録されていない者であつて、自己又はその未成年の子等が無戸籍であると区に申し出た者について、無戸籍者として把握していることを区長が相当と認め

るときは、区における申請・受給権者とする。